

総務省

August 2013

Vol.152

8

月号

特集

住宅・土地 統計調査ってなに？

MIC FOCUS

国民視点の行政を実現する！
行政評価局調査

地方のかがやき

島本来が持つ自然遺産で
地域力の向上を目指す

大分県 姫島村



教えて! 総務省



消防団について
教えて!



防災さん

防災さん
普段、よく耳にするのですが、消防団とはなんですか?
消防団は、消防署と同様に市町村の消防機関です。消防署に勤務する消防職員とは異なり、消防団員は火災や大規模災害発生時に、自宅や職場から現場へ駆けつけて消火・救助活動を行います。消防団員は、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行う、非常勤特別職の地方公務員です。

地域さん
普段、仕事をしているのですが、消防団の活動はできますか?
仕事が休みの日や、仕事の終わった後などに集まって訓練等を行っています。訓練や活動の回数は消防団によって様々ですが、会社員・主婦・学生の方でも無理のない範囲で行われています。

通信さん
東日本大震災以降、防災活動に興味を持っていますか?
現在、約2万人の女性消防団員が全国で活躍中です。特に住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等において、女性消防団員が活躍しています。

統計さん
もっと消防団について詳しい情報はありますか?
私、消防団に入団したいです!
消防庁のホームページで消防団関連の情報を紹介していますので、ぜひご覧ください。また、消防団の入団資格などについては、市町村ごとの条例で定められていますので、居住地の市役所・町村役場か最寄りの消防署までお問い合わせください。

まとめ

消防団とは、非常勤特別職の地方公務員で構成される、市町村の消防機関です。

URL

<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>



消防団入団募集
PRポスター



総務省

総務省の仕事に関わる
重要キーワードについて
わたしたちが答えます!



行政さん

担当分野: 行政組織、
行政運営



地域さん

担当分野: 地方行財政



通信さん

担当分野: 情報通信



統計さん

担当分野: 統計調査



防災さん

担当分野: 消防・防災

August 2013
Vol.152
8
月号

総務省

Ministry of
Internal Affairs and
Communications
MIC

CONTENTS

教えて! 総務省

3 「消防団について教えて!」

◆特集

4 住宅・土地統計調査 ってなに?

MIC FOCUS

10 国民視点の行政を実現する! 行政評価局調査

MIC NEWS 01

14 子どもたちの メディアリテラシーを育てましょう

MIC NEWS 02

16 平成26年経済センサス-基礎調査 企業構造の事前把握を実施します

MIC NEWS 03

18 平成24年度政策評価の実施状況

地方のかがやき

20 島本来が持つ自然遺産で 地域力の向上を目指す

大分県 姫島村

住宅・土地統計調査とは？

住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。

私たちの住生活の実態を明らかに



住宅・土地統計調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は14回目の調査に当たります。

この調査は、全国約350万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。



調査のねらいは？



今回の調査では、近年において多様化している国民の居住状況や少子・高齢化等の社会・経済状況の変化を踏まえ、住宅のストックのみならず、①少子・高齢社会を支える居住環境、②耐震性・防火性といった住宅性能水準の達成度や省エネルギー性能住宅、③土地の有効利用状況を明らかにすることをねらいとしています。

また、東日本大震災後、最初の調査となることを踏まえ、東日本大震災による転居や改修工事に関する実態を把握することとしています。

個人情報は守られます



統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。



守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない

利用制限

統計調査の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない

適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない

住宅・土地統計調査ってなに？

特集



どのようなことを調査するの？

世帯と現住居・敷地などについて調べる調査票甲と、現住居以外に所有する住宅・土地などの詳細についても調べる調査票乙のいずれかの調査票を世帯に配布して行います。



調査票甲、調査票乙共通の調査事項

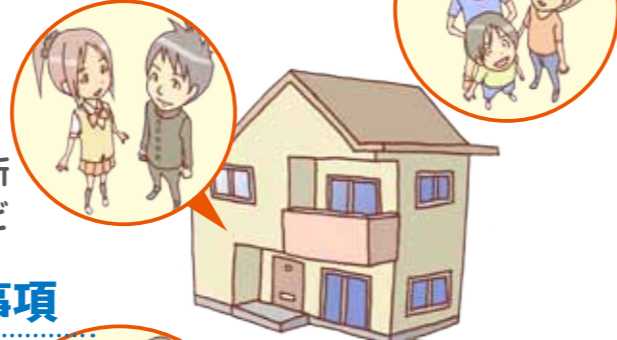


1 現在住んでいる住居・敷地に関する事項

- 居住室の数及び広さ ● 敷地面積、建築面積
- 建物の構造、階数、建て方（建物調査票） ● 家賃又は間代に関する事項
- 高齢者等のための設備の有無 ● 省エネルギー設備の有無
- 増改築及び改修工事（東日本大震災によるものを含む。）に関する事項 など

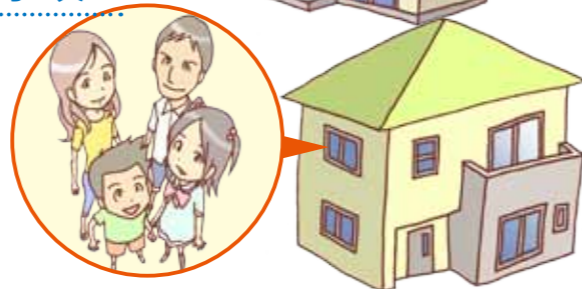
2 世帯等に関する事項

- 世帯の構成 ● 年間収入 ● 通勤時間
- 東日本大震災による転居 ● 子の住んでいる場所
- 現住居に入居した時期 ● 前住居の所在地 など



3 現住居以外の土地の所有に関する事項

- 所有の有無 ● 土地の種類



調査票乙のみの調査事項

4 現住居以外の住宅・土地に関する事項

- 所有数 ● 面積 ● 土地の所在地 ● 土地の利用状況 など



駐車場

別荘

アパート

マンション

調査の結果はどう活かされるの？

この調査の結果は、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く、利用されています。また、総務省統計局ホームページに掲載されるほか、都道府県立図書館などでご覧いただけます。



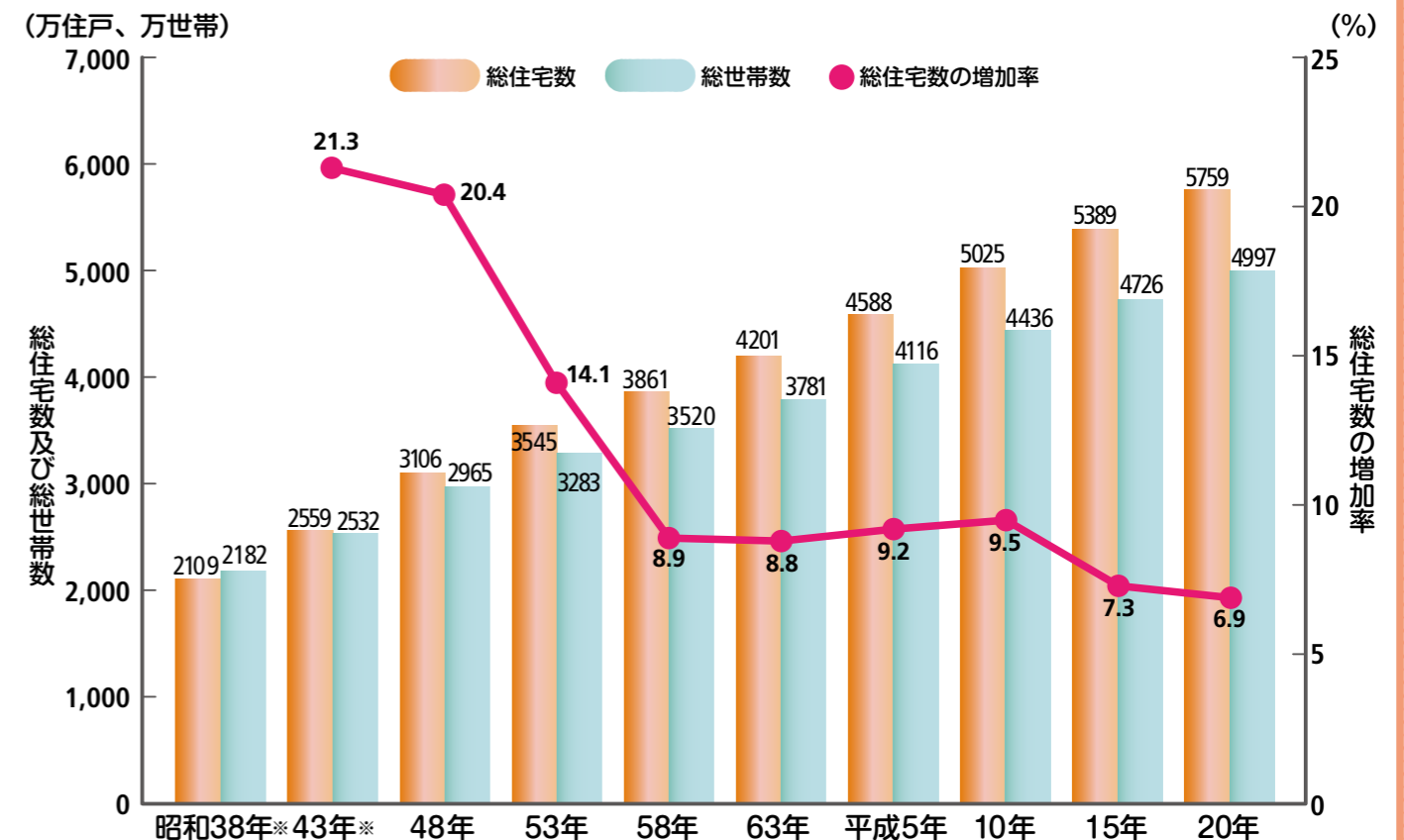
住宅・土地統計調査の結果は このように利用されています

- 国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定
- 国民経済計算の推計
- 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- 耐震や防災を中心とした都市計画の策定
- 大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究



総住宅数は5759万住戸、 5年間で6.9%増加

■ 総住宅数及び総世帯数の推移—全国（昭和38年～平成20年）



※昭和38年、43年は沖縄県を含まない。

5

調査世帯

- 調査票を受け取り、調査票に記入の上、調査員に提出します。なお、調査世帯はインターネットによる回答も可能です。(回答方式は世帯が任意に選べます。)



6

調査員

- 調査票の回収を行います。回収の際は、記入漏れや記入誤りがないかをチェックします(封入提出された調査票については開封せず、封入されたまま市区町村に提出します。)。調査票などの書類を決められた日までに市区町村に提出します。



指導員

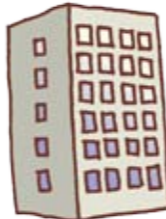
- 市区町村において調査員から提出された調査票などを検査します。調査票の記入漏れや記入誤りについて、当該世帯に照会します。



7

市区町村

- 指導員の検査を終えた調査票などを審査し、整理した後、都道府県に提出します。



8

都道府県

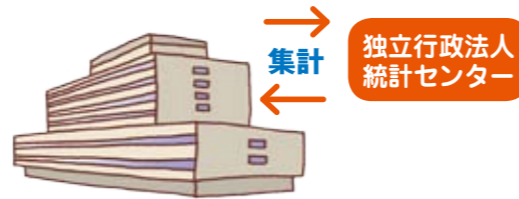
- 市区町村から提出された、調査票などを審査し、整理した後、総務省(統計局)に提出します。



9

総務省(統計局)

- 全国から提出された調査票などを集計します。
- 調査結果を公表します。公表結果や結果の概要については、報告書のほか、インターネットなどを通じて広く一般に提供します。



調査はどのように行うの?

調査は、調査員が世帯を訪問して、調査票を配布します。調査世帯は調査票に記入をして提出するか、インターネットによる回答もできます。

調査対象は、
全国から選ばれた
調査地域内の住宅や
そこに住む世帯です

住宅及び住宅以外で人が住んでいる建物と、それらに住んでいる世帯が調査の対象になります。したがって、寮・寄宿舍、旅館・宿泊所のほか、工場や会社でも人が住んでいる場合は全て調査の対象となります。また、空き家や建築中の住宅も調査の対象になります。調査する住宅などは調査地域内から、一定の統計上の抽出方法により選定されます。

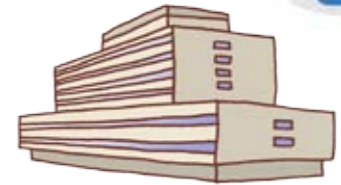
調査はこのような仕組みで行われます



1

総務省(統計局)

- 実施に関する基本的な計画の立案をします。
- 都道府県・市区町村と連携して、円滑な調査の実施を図ります。



2

都道府県

- 市町村長からの推薦に基づき、指導員・調査員を任命します。
- 調査事務の進捗状況を把握・管理します。



3

市区町村

- 指導員や調査員に調査の趣旨・方法を説明し、調査が適切に行われるよう指導します。



4

指導員

- 調査票の配布・回収など、調査員の仕事全般についての指導をします。



調査員

- 受持ち区域内で調査する世帯を訪問して、調査票を配布します。



オンライン調査のお願い

調査事務の効率化などの観点からオンライン調査を推進しています。

インターネットによりご回答いただいた場合は、後日、調査員に調査票をお渡しいただく必要はございません。

◆住宅・土地統計調査コールセンター

◆設置期間 平成25年9月1日(日)から10月27日(日)まで

◆受付時間 午前8時～午後9時(土・日・祝日を含む。)



ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価

勧告日：平成25年6月25日 勧告先：内閣府、厚生労働省、文部科学省

少子高齢化、人口減少、グローバル化を始めとする時代の大きな変化の中で、ワーク・ライフ・バランスの推進は極めて重要な課題このため、国は、仕事と生活の調和が実現した社会の実現に向け、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のため

の行動指針」に基づき、官民が一体となった取組を推進。この政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、関係行政機関等の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行ったものです。

国の施策・事業に関する点検・評価機能等の充実

問題点

- 内閣府では、関係府省のワーク・ライフ・バランスの推進に関する施策・事業を把握、取りまとめているが、数値目標に対応して国の施策・事業を位置付けていない。
- 「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」において、数値目標の達成に向けた国の施策・事業の効果の把握・分析、その結果に基づく施策・事業の見直しが不十分。
- 関係府省庁間での重複の排除、連携した事業の実施など、国の施策・事業を効率的、効果的に推進するための連携が未実施。

指標の設定等に関する見直しの実施

問題点

- 行動指針において、社会全体の目標として、フリーターの数、メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合、在宅型テレワーカーの数、保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))など、14指標の数値目標が設定されているが、数値目標の達成に向けた現状等のよりきめ細かな把握・検証に資するため、参考指標の設定が必要。
- 「保育サービス(3歳未満児)」の算定方法は、認可保育所の利用児童数を計上。子ども・子育て関連3法に基づく新制度(新たに地域型保育事業(小規模保育等)が認可事業として追加)の本格施行を見据え、算定方法の見直しが課題。

国の施策・事業の効果的な取組の推進

問題点

- 厚生労働省では、中小企業における労働時間等の設定改善(所定外労働の削減等)の推進のため、助成金事業を実施しているが、行動指針において設定された指標である週労働時間60時間以上の雇用者の割合は把握されておらず、その削減に向けた取組は事業要綱等において不明確。
- 厚生労働省は、家庭的保育者(保育士等)が自宅等で少数の就学前児童を保育する家庭的保育事業(補助)を実施しているが、市区町村において家庭的保育者の「なり手」の確保に苦慮している例あり。
- 厚生労働省は、放課後児童クラブの運営経費等を補助しているが、市区町村において余裕教室等の実施場所の確保が困難としている例あり。



勧告事項

- 複数の個別事業等が含まれる施策・事業を含め、主要な国の施策・事業について、ロジック・モデル(国の施策・事業が各指標に対し影響を及ぼす道筋を整理したもの)を作成するなどにより、数値目標に対応する施策・事業を明確に位置付けること。(内閣府)
- 評価部会において、数値目標の達成に向けた各主体の取組状況の効果等の分析を行い、その結果に基づき国の施策・事業の見直しを行うこと。(内閣府)
- 府省間の重複の排除や連携の強化等により、連携推進会議の活用を図ること。(内閣府)



勧告事項

- フリーターの割合、若年層の不本意非正規の割合、メンタルヘルスケアに関する措置内容別の事業所の割合、勤務先における制度に基づく在宅テレワーカーの数等の参考指標を設定するよう、見直しを行うこと。(内閣府)
- 保育等の子育てサービスを提供している割合(保育サービス(3歳未満児))については、子ども・子育て関連3法に基づく新制度における保育サービスの充実に向けた取組等を踏まえ、指標の算定方法の見直しを行うこと。(内閣府)



勧告事項

- 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の削減に向けた取組を事業内容に盛り込むよう、見直しを行うこと。また、長時間労働の抑制等の更なる推進のため、助成以外の手法を含め幅広く検討すること。(厚生労働省)
- 家庭的保育者の確保を効果的に行っている推奨事例を収集し、市区町村等に対し情報提供を行うこと。(厚生労働省)
- 市区町村等に対し、余裕教室等の活用に関する推奨事例を情報提供するとともに、担当部局と教育委員会との連携が一層図られるよう要請すること。(厚生労働省及び文部科学省)

国民視点の行政を実現する! 行政評価局調査

現在調査中のテーマ(平成25年8月現在)

調査名等	調査時期
外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 —技能実習制度等を中心として—	平成24.3.23~
申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査	平成24.4.10~
農地公共事業に関する行政評価・監視 —農業水利施設を中心として—	平成24.8.1~
医療安全対策に関する行政評価・監視 —医療事故及び院内感染対策を中心として—	平成24.8.1~
消費者取引に関する政策評価	平24.12.3~
契約における実質的な競争性の確保に関する調査 —役務契約を中心として—	平24.12.3~
科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視	平24.12.3~
特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視	平24.12.3~
震災対策の推進に関する行政評価・監視 —災害応急対策を中心として—	平24.12.3~
刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視 —国民一般を対象としたサービスを提供する法人を中心として—	平25.3.1~
生活保護に関する実態調査	平25.8.1~
外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視	平25.8.1~
気象予測の精度向上等に関する行政評価・監視	平25.8.1~
規制の簡素合理化に関する調査	平25.8.1~

行政評価局調査とは、各府省の業務や複数府省にまたがる政策の実施状況について調査を行い、課題や問題点を把握・分析し、その結果を基に、関係府省へ見直しや改善事項を指摘することとで、よりよい行政へつなげていくものです。

具体的には、①調査テーマの選定、②調査の実施、③改善事項の指摘(勧告)、④指摘後の改善状況の検証(フォローアップ)、という連の活動によって行われています。

調査テーマは、内閣の重要課題を踏まえ、行政全域をカバーしつつ選定しています。

今回は、最近勧告を行った調査2本と、フォローアップを行った調査1本を紹介いたします。

最近の勧告・フォローアップ等実績

調査名	勧告等対象機関	勧告日	フォローアップ	
			1回目	2回目
バイオマスの利活用に関する政策評価	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	平成23.2.15	平成23.11.24~12.9	平成25.6.13
食品流通対策に関する行政評価・監視 —食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として—	農林水産省	平成23.7.29	平成24.3.15	平成25.6.13
法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価	法務省、文部科学省	平成24.4.20	平成25.1.24~2.1	
自殺予防対策に関する行政評価・監視	内閣府、文部科学省、厚生労働省	平成24.6.22	平成25.2.28~3.1	
国から補助・委託等を受けている公益法人に関する調査	内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	平成24.7.31	平成25.1.31~3.1	
申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告(東日本大震災関連)	内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省	平成25.3.1		
医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視	厚生労働省	平成25.3.22		
高齢者の社会的孤立の防止対策に関する行政評価・監視	内閣府、総務省(消防庁)、厚生労働省、経済産業省	平成25.4.9		
農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視	農林水産省	平成25.4.12		
外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視 —技能実習制度等を中心として—	法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	平成25.4.19		
ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価	内閣府、厚生労働省、文部科学省	平成25.6.25		

食品流通対策に関する行政評価・監視 —食品の流通部門の 構造改善に係る事業を中心として— (2回目のフォローアップ)

勸告日：平成23年7月29日 勸告先：農林水産省
1回目の回答日：平成24年3月15日 2回目の回答日：平成25年6月13日

食品の流通部門は、食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するという重要な役割を果たしているものの、長らく高コスト構造にあると言われていたため、農林水産省は、食品の流通部門の構造改善を促進する観点から、各種の施策・事業を実施しました。そこで、これらの食品流通

対策に係る施策・事業について、効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、実態を調査し、勸告を行いました。この勸告に対し、農林水産省がどのような改善措置を講じたか、2回目のフォローアップを行った結果は以下のとおりです。

卸売市場改革の一層の推進

問題点

- 中央卸売市場整備計画の策定後に、再編基準(取扱数量の減少等中央卸売市場としての機能が低下している市場の目安)に該当した市場(1市場)あり。しかし、当該市場の再編方針が不明確。
- 相対取引や第三者販売等に係る事前の承認申請等は、取引実態に応じたものとなっておらず、卸売業者等にとって大きな負担。



改善事項の指摘



改善結果

- 平成23年11月及び24年11月に再編基準の該当状況を調査し、該当した市場を公表。該当市場においては、地方卸売市場への転換や、経営展望計画に基づき市場の活性化を図るなどの対応措置を実施。
- 中央卸売市場開設者に対し、各市場における申請手続等に係る規制の見直しを指導。この結果、44開設者中20開設者が届出義務の一部廃止などを実施、4開設者が認可手続中、14開設者が平成25年度に簡素化を図る予定。

食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

問題点

- 食品産業競争力強化対策事業(現在は新商品開発・販路開拓支援事業として実施)において、調査した121製品のうち45製品は商品化されず又は販売実績なし、販売実績がある75製品のうち64製品は販売目標未達成。4地方農政局等では新商品開発に係る事業目標が未達成となった原因を未把握。
- 農林水産省は、加工・業務用国産野菜の安定供給体制の確立等を目的として、栽培技術等の生産現場における実証試験及び普及・啓発等を実施する事業主体に補助金を交付しているが、実証試験を実施した地区におけるその後の状況や課題を未把握。



改善事項の指摘



改善結果

- 事業実施主体に対し、事業実績が目標に達しない原因を確認し、販路の開拓や安定供給が可能な仕入れ先の確保等を指導。定期的なフォローアップを行えるよう、事業成果状況報告の回数を増やすとともに、事業の事前審査及び事業実施後の指導に関するマニュアルを策定し、指導を徹底。
- 栽培実証地区に係るヒアリング調査等の結果を基に、省力化、生産性向上などに取り組んだ産地のその後の状況、課題を取りまとめ、これを踏まえ、実証試験を活用した加工・業務用野菜の安定供給への取組について周知。

申請手続に係る国民負担の 軽減等に関する実態調査 (東日本大震災関連)

勸告日：平成25年3月1日 勸告先：内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

被災者支援のための手続は、被災者の生活再建、ひいては被災地復興の出発点となります。

東日本大震災の被災者は、多くの心配事や業務を抱えながら、数多くの証明書類の再発行や支援措置の申請などを行いました。また、行政機関も、職員が被災し、庁舎が

被害を受ける中、大量の手続を処理せざるを得ない状況にありました。

そこで、東日本大震災における許認可等の申請手続に伴う負担の実態を調査し、国民の負担軽減を図るとともに、関係行政の改善に資することを目的に勸告しました。

罹災証明書の迅速な発行と信頼性の確保

問題点

- 罹災証明書を規定した法令がないため、市町村によって証明の様式・対象範囲などが区々。
- 市町村によって罹災証明書の発行開始時期や被害認定に不服ある場合に依頼することができる再調査の実施率に大きな開き。



勸告事項

- 被災者を支援するためにまず必要となる罹災証明書を法的に位置付けること。(内閣府)
- 罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、市町村に対し、以下の技術的助言を行うこと。(内閣府)
 - ①罹災証明規程やマニュアルの作成など、事前準備を促進すること。
 - ②罹災証明書の発行方針、現地調査の方法を検討し、発行の迅速化を図ること。
 - ③被害調査研修の充実等により被害調査に対する信頼感を高めること。
 - ④被害認定に対する再調査依頼が可能なことを周知徹底すること。

被災者支援の確実な実施

問題点

- 被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳システムの整備が不十分。
- 被災者台帳システムを構築できなかった市町では、被災者生活再建支援金の未支給などが発生する可能性がある。



勸告事項

- 被災者支援が確実に行われるよう、被災者台帳を法的に位置付け(内閣府)、その上で、市町村に対し、以下の技術的助言を行うこと。
 - ①市町村の人口規模などを踏まえた情報処理システムの活用等の一層の促進。(総務省)
 - ②被災者生活再建支援金に未支給がないか把握し、該当者へ支給申請を勧奨。(内閣府)
 - ③医療費の一部負担金の還付について周知徹底し、可能な限り還付対象者へ申請を勧奨。(厚生労働省)

被災者の手続負担の軽減

問題点

- 行政機関の保有情報を、改めて申請書類として求めているケースがある。
- 自動車の抹消登録は出頭申請のため、移動手段を失った申請者に負担となっている。
- 罹災証明書の発行状況を考慮しない大学授業料免除の受付のケースがみられた。



勸告事項

- 可能な限り、住民票などの書類の添付を省略すること。(内閣府、厚生労働省)
- 自動車登録官の出張受付と電子申請の拡充を行うこと。(国土交通省)
- 弾力的な授業料免除の申請受付を大学に要請すること。(文部科学省)

総務省が開発した次の12教材を無料で貸し出しています。
ご希望の方は専用メールアドレス:kyouzai@soumu.go.jpまで!

対象	教材名	
小学生	低学年向け	うっきうきテレビたんけん (DVD・VHSビデオ: 30分) うっきーちゃんのとれびふしぎたんけん (DVD・VHSビデオ: 30分) TVブラザーズの〜テレビ大冒険〜 (DVD・VHSビデオ: 20分) ※1
	高学年向け	ストーリーは君したい!ドキュメンタリーの真実 (DVD・VHSビデオ: 25分) ※1 映像不思議シミュレーター (DVD) ※2 親子で語ろう!テレビの見方 (DVD・VHSビデオ: 20分) ※1 私たちのメッセージを伝えよう〜公共広告をつくる〜 (DVD: 13分) ※1 放送記者坂井マヤ〜ストーリーをさがせ〜 (DVD) ※2
	中学生	メディア・リテラシーを育む中学校国語科年間カリキュラム及び実践事例集 (DVD・VHSビデオ: 20分) テレビ記者の一日〜こうしてニュースは、私たちに届く (DVD・VHSビデオ: 30分) ※1 メディア・タイム (DVD・VHSビデオ: 90分)
	高校生	もうひとつのウサギとカメ〜映像のよみときを学ぶ授業〜 (DVD: 40分) ※1

※1の教材映像の全編又は一部は、ウェブサイト(「貸出教材の紹介」ページ)からご覧いただけます。

※2の教材は、ウェブサイトからもご利用いただけます。

上記の教材を活用した授業実践を含む12の「メディアリテラシー授業実践パッケージ」(授業レポート、指導案、ワークシート等)のほか、多彩な情報を公開しています。詳しくはウェブサイトをご覧ください。



小学校1年[国語]

「お話には、作者がいることを知ろう」
単元: 本とともだちになろう



小学校1年[国語]

「登場人物にふざわしい声があることを知ろう」
単元: ともだちのこころを
読みあじわおう



小学校2年[国語]

「お話をつくって、骨組みとお話の関係を知ろう」
単元: お話、大好き



小学校2年[生活]

「番組の色や音のイメージを知ろう」
単元: はっぱのいろがかわつたよ



小学校4年[音楽]

「映像と音楽の関係を考えよう」
単元: いろいろな音の
ちがいを感じ取ろう



小学校4年[国語]

「1枚の写真にさまざまな見方があることを知ろう」
単元: アップとルースで伝えよう



小学校5年[社会]

「コマーシャルのひみつを考えよう」
単元: 暮らしを支える情報



小学校5年[社会]

「情報を発信しよう」
単元: わたしたちの生活と情報



小学校6年[国語]

「ラジオとテレビの違いを考えよう」
単元: 本は友達



小学校6年[国語]

「テレビニュースを作ろう」
単元: メディアを学ぶニュースを
読み解こう



小学校6年[国語]

「作り手の意図をとらえてニュースを読み解こう」
単元: ニュースを読み解こう



中学校3年[技術・家庭]

「映像でメッセージを編集・構成しよう」
単元: 情報に関する技術

News 01 子どもたちの メディアリテラシーを 育てましょう

総務省では、子どもたちがテレビやラジオなど社会的影響力の大きいメディアからの情報を主体的に読み解き、活用する能力を向上させるための取組を行っています。

テレビ・ラジオと子どもたち

私たちが普段何気なく視聴しているテレビやラジオは、映像や音で様々な情報を私たちに伝えてくれる便利で楽しいものですが、一方で私たちのものの見方や考え方に思わぬ影響を与えることもあります。

特に、子どもたちは大人よりも警戒心や判断力が低く、フィクションの世界と現実の世界の区別が明確ではなかったり、放送番組の編集された面的な見方にとらわれてしまったりしがちです。かつては、テレビ番組の暴力表現が子どもたちに及ぼす悪影響について問題となったこともありました。

子どもたちを含め、私たちがテレビやラジオと上手につきあっていくためには、メディアを主体的に読み解き、活用する能力である「メディアリテラシー」が欠かせません。

メディアリテラシーを育てる意義

メディアリテラシーを育てること、例えば、放送番組に番組制作者が込めた意図を多面的に読み解き、自分にとって必要な情報を取捨選択し、放送番組を有意義に活用できるようにになります。

総務省では、子どもたちがメディアリテラシーを身に付け、高めることができる教材を開発し、DVD・ビデオ媒体での貸出しを無料で行っていきます。また、授業のほか自宅からでも学習できるウェブ教材もウェブサイトで公開しています。

教材は、主に小・中学生を対象として作られ、子どもたちの発達段階に応じて、フィクションの世界と現実の世界の区別をつけること、放送の仕組み、放送番組における演出や編集の手法、編集の意図や方法によって同じ映像でも意味が変わることなどについて学ぶことができるようになっています。

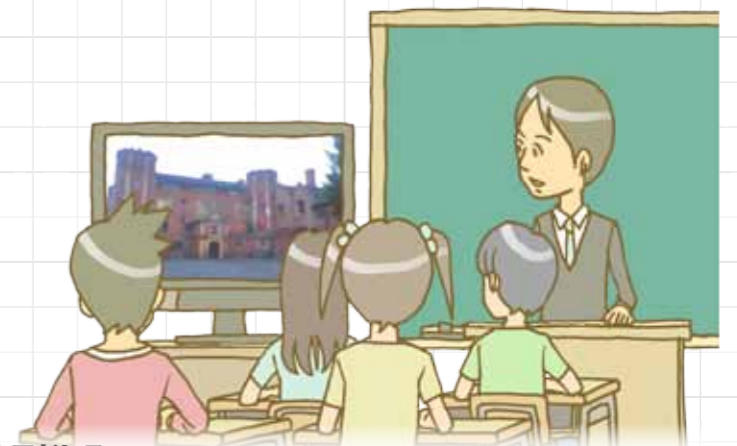
また、小・中学校の先生方が教材を活用した授業を行う方法についても、モデル授業の模様や学習指導案、ワークシートなどを「授業実践パッケージ」として紹介しています。各教材の紹介、保護者や教育者向け情報の詳細などと併せて、「放送分野におけるメディアリテラシー」のウェブサイトをぜひご覧ください。

貸出教材やウェブ教材、授業実践パッケージをより多くの方々に活用いただき、子どもたちのメディアリテラシーを育んでいただくことを願っています。

メディアリテラシーとは?

主に次の3点を構成要素とする複合的な能力のこと。

- 1 メディアを主体的に読み解く能力。
- 2 メディアにアクセスし、活用する能力。
- 3 メディアを通じ情報の読み手と相互にコミュニケーションする能力。



「放送分野におけるメディアリテラシー」ウェブサイトアドレス
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/tv.html

News 02

平成26年経済センサス-基礎調査 企業構造の事前把握を 実施します

平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査の調査対象名簿を整備するため、企業構造の事前把握を平成25年9月に実施します。ご協力をお願いします。

平成26年7月1日を期して、平成26年経済センサス-基礎調査（以下「26年基礎調査」という。）を、平成26年商業統計調査（以下「26年商業調査」という。）と同時に実施します。

26年基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的とする統計調査です。

また、26年商業調査は、商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする経済産業省所管の統計調査です。

これらの調査は、傘下事務所を有する企業等を対象とする本社等一括調査と、それ以外の単独事務所

を対象とする調査員調査の2方式を併用して実施します。

来年7月に実施されるこの2つの調査を円滑に進めるため、事前に企業の本社支社関係の的確に把握し、本調査における正確な調査対象名簿を整備することを目的とする「企業構造の事前把握」を平成25年9月1日現在で実施します。

「企業構造の事前把握」では対象の企業に「確認票」を配布します。で、印字されている内容の確認・修正と本調査時の回答方法（郵便又はオンライン）をご記入のうえ、返送をお願いします。

今年9月に実施する「企業構造の事前把握」により配布された「確認票」に全ての支所・支社・支店等を正確に回答いただくことで、来年7月の両調査実施時には、傘下事業所を有する企業は本社等一括調査の対象となり、本社の回答のみで調査を終了することができ、企業にとつても記入負担の軽減につながります。

「企業構造の事前把握」の具体的な内容は次の通りです。

①対象範囲

傘下に支所・支社・支店を有する企業（純粋持株会社を含む）

※経済センサスでは、法人及び事業を営む個人を「企業」と呼んでいます。

②実施期日

平成25年9月1日

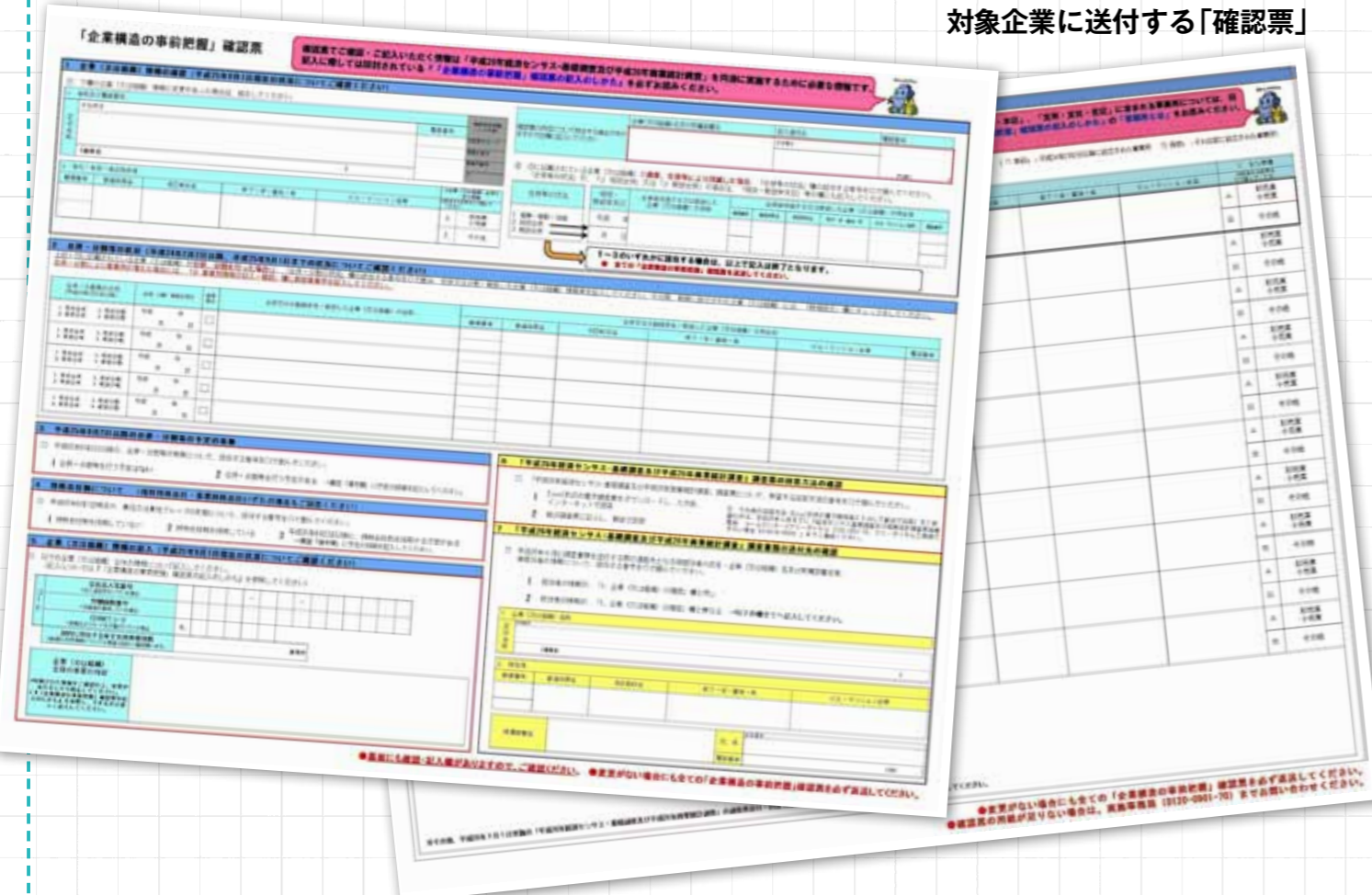
③実施方法

対象企業の本所・本社・本店宛てに本所・本社・本店及び支所・支社・支店分の確認票等を一括して郵送し、郵送（紙・電子媒体）又はオンラインにより回収する。

④確認事項

●企業情報 ●事業所情報 ●調査票の回答方法 ●調査書類の送付先 ●合併・分割等の状況など

対象企業に送付する「確認票」



確認票には「事業所」を漏れなく記入してください

支所等のある企業には、「確認票」を配布しています。「確認票」の両面を必ずご確認ください。

支所等とは、本社等が統括している事業所のことです。支社・支所・支店のほか、従業者を有し、事業活動が行われていれば、営業所、出張所、配送センターなども含まれます（右記イラスト参照）。

「確認票」裏面記載の「事業所情報の記入・確認」欄に漏れないかご確認ください。漏れている場合は、追加記入をお願いします。



従業者のいる倉庫



社員研修センター



資料館



研究・開発センター



管理人のいる寮



車両整備所

経済センサスとは？

「経済の国勢調査」です。

経済センサスは、全国全ての企業・全ての事業所を対象に実施する、いわば「経済の国勢調査」です。

【調査で分かること】

- 産業別事業所数 ●従業者数 ●総売上高 など

【調査結果の活用方法】

- 国民経済計算や都道府県民所得の推計 ●地方消費税の清算や市町村への交付 ●地域の産業振興や活性化のための施策 ●工業団地開発計画・企業誘致の施策 など

ビルくんとケイちゃん





News 03 平成24年度 政策評価の実施状況

平成25年6月21日、政策評価法第19条に基づき、平成24年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会に提出し、公表しました。今年で11回目になります。



政策評価の仕組み

政策評価制度は、効果的、効率的な行政の実現や国民への説明責任の徹底を目指し、導入されました。各行政機関は、政策を企画立案し遂行する立場から、所管する政策に

ついて、必要性、効率性、有効性などの観点から、自ら評価を行い、結果を政策に反映・公表しています。また、総務省は、複数行政機関にまたがる政策の直接評価及び客観性担保のため各行政機関が行った評価の点検を行っています。

政策評価制度 (法に基づく全政府的な取組)

Mission ミッション

- 効果的、効率的な行政
- 国民への説明責任

Vision ビジョン

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 行政への信頼、更なる政策の見直し

Approach アプローチ

各行政機関

- 所管政策について、自ら評価し、結果を政策に反映・公表

【評価対象】(法に基づいて義務付けられているもの)

- 主要な政策について、定期的に事後評価
- 下記5分野の事業等の事前評価

- 一定要件を満たす①公共事業、②研究開発、③政府開発援助、④規制、⑤租税特別措置等

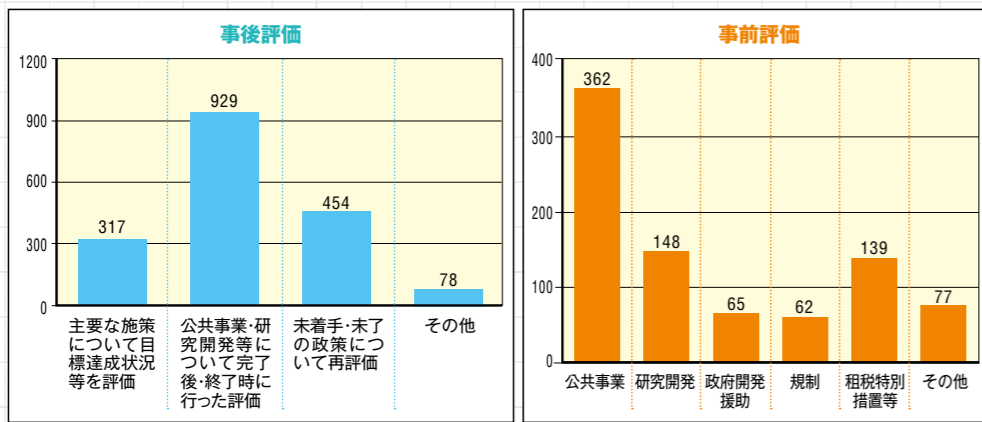
- 政策決定後、5年間未着手、又は10年経過しても完了していない(未了)政策について、再評価



公共事業、租税特別措置等、予算編成に関連の深い評価に重点化して実施

各行政機関における政策評価の実施状況

○平成24年度の政策評価実施件数は、2631件でした。(前年度は、2748件。)このうち、事前評価は853件、事後評価は1778件でした。



評価結果の政策への反映の例

○平成24年度においては、未着手・未了の公共事業等について、454件の再評価を実施したところ、3行政機関で計21事業、約4735億円(総事業費ベース)の事業を休止又は中止しました。これら21事業の休止又は中止に係る残事業費は、約3883億円となっています。

総務省における政策の評価の実施状況等

①複数行政機関にまたがる政策について直接評価統一性・総合性確保評価
○平成24年4月「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、法務省及び文部科学省に勧告するとともに公表しました。
※この政策評価は、行政評価局調査(P10参照)に位置付けられるものです。

②客観性担保のため各行政機関が行った評価について点検(客観性担保評価活動)
○租税特別措置等に係る政策評価の点検

対象とした政策評価は、12行政機関の163件であり、このうち130件について課題を指摘しました。
○規制の事前評価の点検
対象とした政策評価は、10行政機関の63件であり、このうち35件について課題を指摘しました。

○公共事業に係る政策評価の点検
対象とした政策評価は、4行政機関の11事業94件であり、このうち13件について個別に課題を指摘しました。また、4事業については、事業ごとに共通する課題も指摘しました。

平成24年度における政策評価の取組

○平成24年度から、各行政機関において、事前分析表及び評価書の標準様式を導入しました。
○また、各行政機関がホームページで公表している情報を、国民により分かりやすく、使いやすい形で提供できるように、政策評価ポータルサイトを開設しました。具体的には、事前分析表、評価書等の一元的な閲覧・利用が可能となっており、これにより施策目標、評価結果及び概要要求反映状況が関連付けられ、利用者が容易に目的の情報を把握できるようになっています。

政策評価ポータルサイト



政策評価ポータルサイト

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

①もともとは大人の踊りだったキツネ踊り。昭和20年代から北浦地区の子供たちによって踊られるようになった。かわいいキツネの化粧とユーモラスなしぐさが人気



アヤ踊り

地方力 02 祭り

Festival

50組もの踊り子が島内を踊り歩く
一年で最も熱気に包まれる2日間

姫島盆踊り



姫島が一年で一番盛り上がる夏の一大イベントが「姫島盆踊り」です。毎年8月14日、15日の2日間に渡って開催されるお祭りで、島民の3倍もの観光客が押し寄せるほどの人気を博しています。この盆踊りは鎌倉時代の念仏踊りから発展したものとされ、毎年欠かさず島民によって踊り継がれてきた伝統文化のひとつ。平成24年には国選択無形民俗文化財の指定を受けています。



猿丸太夫

盆踊りの2日間は、盆踊り終了に合わせて夜間臨時便のフェリーも運航される

姫島の盆踊りには、伝統踊りと創作踊りがあり、地区ごとに担当する踊りが異なります。伝統踊りは、キツネ踊り、アヤ踊り、

ませしてくれる新しい創作踊りも次々と登場し、今では約60種類にも及びます。昔は夜通し踊り明かしたそうですが、今は夜7時頃から9時頃まで。50組もの踊り子が、島内に設置された盆坪と呼ばれる踊り会場を回って踊り歩き、観光客を楽しませてくれます。



Voice 「さかな味噌」

“もったいない”が生んだヒット商品
水産加工業の未来は島の主婦の手に?

水産加工センターで水産加工品の開発・製造を手がける、かなんど工房のヒット商品「さかな味噌」。島の主婦が捨てられていた魚「カナガシラ」を見てもったいないと思い、味噌を使った島の郷土料理「ひでみそ」をヒントに作り上げた。「おいしいという食べた人の笑顔を見たいという思いで作りました。次の商品のアイデアもたくさんあるんですよ」という大海さん。新商品の発表も間近のようです。

①「姫島を知るきっかけに」との思いから、姫島の日常やプチネタを手書きした手紙を商品のかけ紙に



①左からかなんど工房の清水さん、大海さん、寺下さん。「姫島産の海産物を使った新しい商品のアイデアを考えるのが楽しい!」という3人

①松原さんはこの道45年。年間約100トンの「姫島車えび」を出荷しているという ②姫島では天然の車えびも獲れる。天然ものは7月1日から漁解禁となり、旬は10月まで ③塩田跡地を再利用した養殖場。ひとつの池に約60万尾を育てている。水を循環させるために常に水車を稼働させている



Marine products

水産業

地方力 01

車えび養殖

島の水産業を支える姫島ブランド「姫島車えび」

沿岸漁業と並ぶ姫島の水産業の要となっているのが、ブランドえび「姫島車えび」の養殖です。昭和30年代、島の基幹産業であった塩田が国の方針で廃止となり、危機を感じた当時の村長が車えびの養殖を提案。昭和40年代に村も出資する第三セクター方式で「姫島車えび養殖株式会社」として、村をあげての事業へと乗り出しました。その後、大分県の一村一品運動の代表としてブランドえび「姫島車えび」は全国区となり、一時は東京・築地市場で車えびの価格を左右するまでになりました。しかし、いいことばかりではありませぬ。平成6年に、全国的に広がったウイルスにより、壊滅的な被害を受けます。試行錯誤の結果、やっとここ数年で回復の兆しが見えてきたそうです。

「姫島の車えびは、高級なえびと与えているから、味は格段にいいんですよ」と教えてくれたのは、養殖業を手がけて45年になる社長の松原さん。現在、塩田跡地を利用した養殖



「姫島の車えびは、高級なえびと与えているから、味は格段にいいんですよ」と教えてくれたのは、養殖業を手がけて45年になる社長の松原さん。現在、塩田跡地を利用した養殖

場は15面、全部で38万㎡の敷地に約500万尾を育て、8月から1月にかけて出荷を行っています。車えびは弱いため、夏季は航空便ではなく、コストがかかる海水を入れて運べる陸路で出荷しているとのこと。「水産業の発展なくして島の発展はないですからね。姫島ブランドは守らな」といけないうすね」という松原さん。「姫島車えび」として出荷するだけでなく、稚魚を天然に返すという標識放流などの活動も行っています。近年は車えびに加えてアサリの養殖も試験的にスタート。さらに、車えびの加工品の開発にも乗り出すなど、養殖に限らず島の水産業も

ひとつひとつの住まいの今が、確かな未来を描きます。

震災後初の、
住まいに関する
大切な調査です。



インターネット回答も
可能です。

総務省統計局

検索

 住まいから 描く日本の 未来地図
平成25年 10月1日(火)
**住宅・土地
統計調査**

一定の統計上の抽出方法に基づき選定された調査対象世帯に、調査員がお伺いします。
ご回答いただいた内容は、統計法によって厳重に保護されますので、安心してご回答下さい。
調査の結果は、皆さまの暮らしに役立てられます。皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/>



総務省統計局 都道府県・市区町村 からのお知らせです

